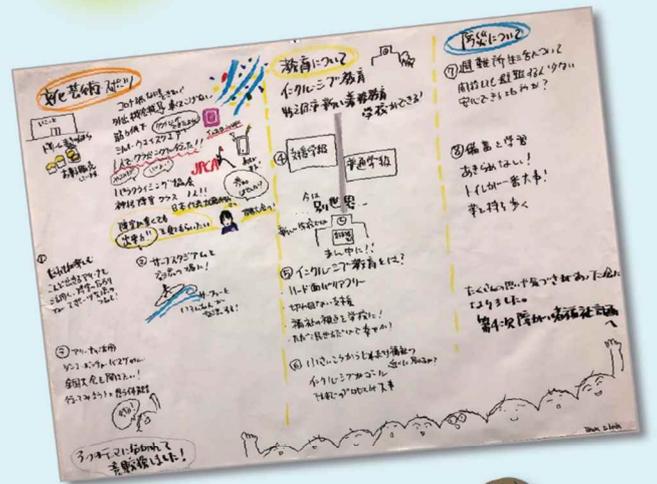
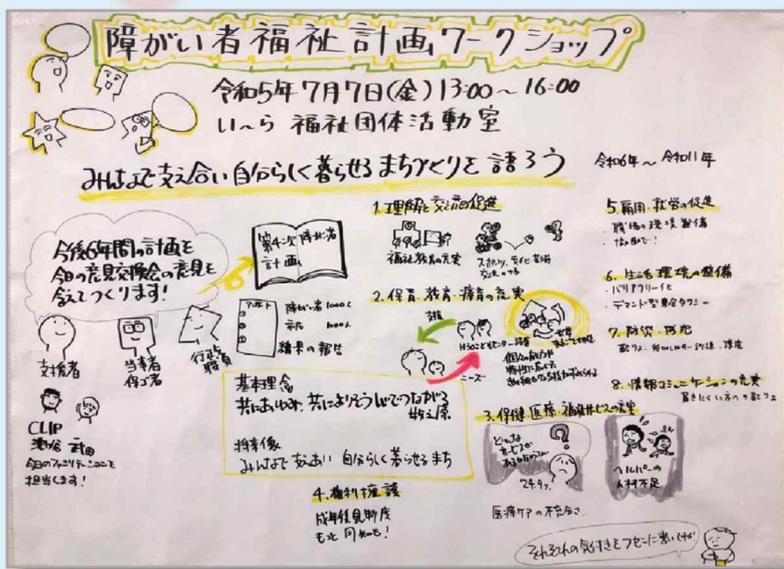


牧之原市 第4次障がい者計画

令和6年度～令和11年度

【概要版】



令和6年3月
牧之原市

1 / 計画策定の趣旨・背景

障がいのある人に係る法律・制度の改正が進められる中で、国では、令和5年に「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重し、障がいのある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去を基本理念とした取組が進められています。

本市では、平成30年3月に「牧之原市第3次障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を、令和3年3月に「牧之原市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、各種の施策に取り組んできました。

これらの計画期間が令和5年度をもって終了することから、計画の理念である「共にあゆみ 共によりそう 心でつながる牧之原」を念頭に、次期計画である「牧之原市第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定し、本市における障がい福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

2 / 計画の位置付け

本計画は、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の3計画を一体的に策定したものです。

「障害者計画」は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体・事業者、市が活動を行う際の指針となるもので、「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障がい福祉施策を円滑に実施するために、障がい者（児）福祉の方向性を踏まえたサービス量等の目標設定を行い、その確保に向けた方策を定める計画となります。

また、本計画では、本市が策定した「牧之原市地域福祉計画」、「牧之原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「牧之原市子ども・子育て支援事業計画」等の各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、障がい福祉施策を推進していきます。

【計画の対象範囲】

本計画は、障がい者（児）施策全般についての計画であり、保健・医療、教育、子育て、就労、文化、スポーツ、防災、まちづくりなど、複数の領域に関係しています。また、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すためには、全ての市民の理解と協力が必要であることから、計画対象は全市民としています。

3 / 計画の期間

「牧之原市第4次障がい者計画」は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画の期間とします。

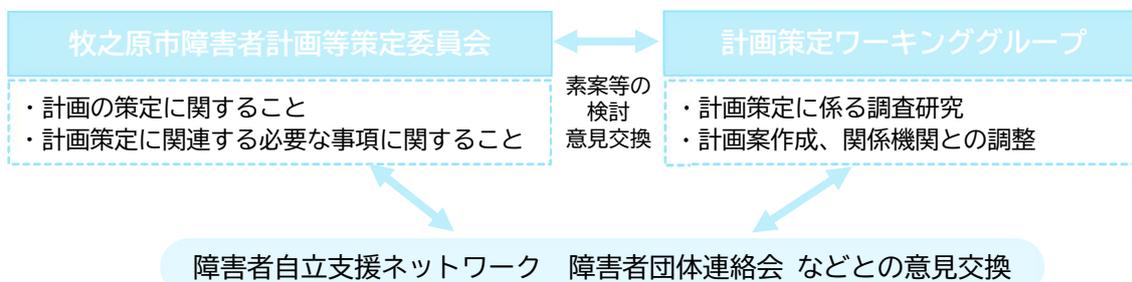
「牧之原市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画の期間とします。

なお、社会経済情勢の変化や大きな制度改正、関連する計画との整合に柔軟に対応できるよう、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

区分	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
障がい者計画	第3次						第4次					
障がい福祉計画	第5期		第6期			第7期		次期計画				
障がい児福祉計画	第1期		第2期			第3期		次期計画				

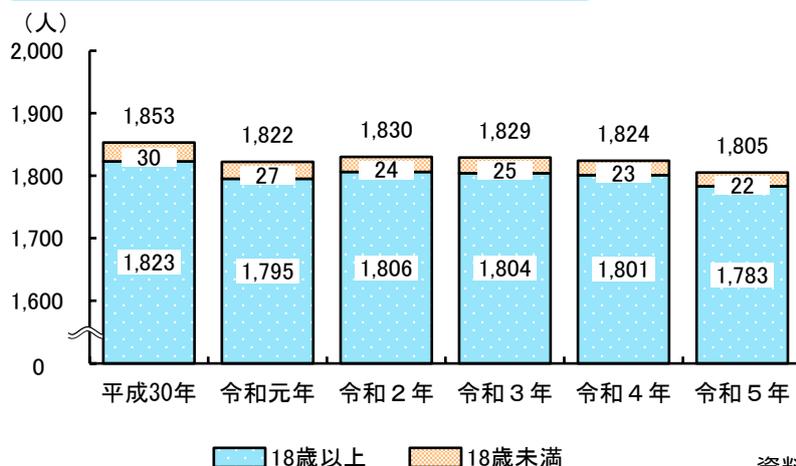
4 / 計画策定の体制

障がい福祉に関する団体・障がい福祉サービス事業者・関係機関の代表者、学識経験者及び公募委員等で組織する「牧之原市障害者計画等策定委員会」や、庁内の関係各課で組織する「計画策定ワーキンググループ」を編成するとともに、障害者自立支援ネットワークや障害者団体連絡会などとの意見交換会を行い、計画策定に関して有益な意見を取り入れながら、計画を策定しました。



5 / 統計データから見る障がいのある人の状況

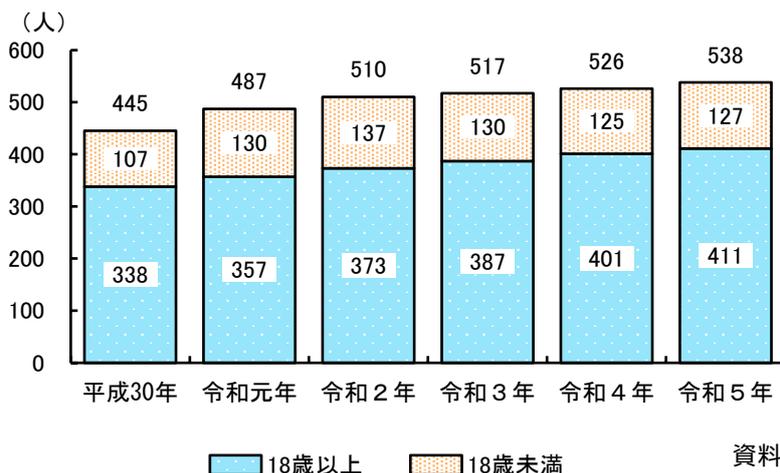
身体障害者手帳所持者数の推移



身体障害者手帳所持者数は、令和5年3月31日現在で1,805人となっており、そのうち18歳未満が22人、18歳以上が1,783人となっています。平成30年以降、わずかに減少傾向となっています。

資料：社会福祉課(各年3月31日現在)

療育手帳所持者数の推移

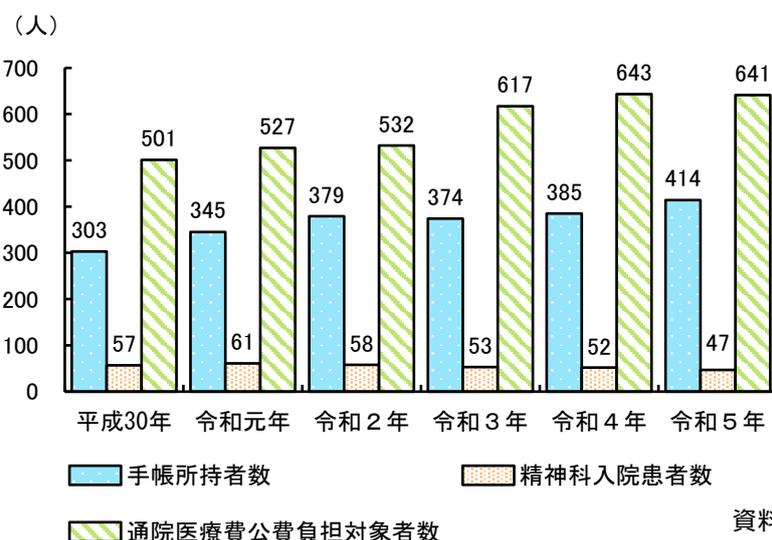


療育手帳所持者数は、令和5年3月31日現在で538人となっており、18歳未満が127人、18歳以上が411人となっています。また、療育手帳所持者数の推移をみると、増加傾向にあり、平成30年から令和5年にかけて93人増加しています。

資料：社会福祉課(各年3月31日現在)

精神障害者保健福祉手帳所持者数及び精神科入院・

通院患者数の推移



令和5年3月31日現在で、精神障害者保健福祉手帳所持者数は414人、精神科入院患者数は47人、通院医療費公費負担対象者数は641人となっています。

令和元年以降、精神科入院患者数は減少傾向にある一方で、通院医療費公費負担対象者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向となっています。

資料：社会福祉課(各年3月31日現在)

6 / 計画策定に向けた意見交換会の結果

意見交換会の概要

① 意見交換会の名称

「みんなで支え合い自分らしく暮らせるまちづくりを語ろう！」

② 目的

本計画の策定にあたり、令和6年度から11年度までの6年間に取り組む施策等に市民の意見を反映するため、参加者同士が自由な雰囲気の中で語り合う意見交換会を開催しました。

③ 日時

令和5年7月7日（金）午後1時から午後4時まで

④ 主な意見のまとめ

- ・障がいのある人とそうでない人の間に意識の差はあるが、いろいろな人と交流して理解を深めることが、誰もが自分らしく暮らせるきっかけとなる。
- ・福祉教育の充実や見直しを進め、子どもたちの多様性を認め合う取組が必要。
- ・サービスが受けられるのに知らない人や利用方法がわからない人がいる。
- ・外出での困りごとについて、障がい者だけでなく、高齢者の意見も聞いて対応する必要がある。
- ・障がいがあっても参加しやすい防災訓練、防災講座が必要。



7 / 基本理念・基本方針

障がいのある人もない人も、全ての人が地域社会の中でともに生きる一人の人間として互いに認め合い、支え合い、寄り添いながら、安心して暮らせる温もりのある社会を目指します。

【 基本理念 】

共にあゆみ 共によりそう 心でつながる牧之原

【 将来像 】

みんなで支えあい 自分らしく暮らせるまち

8 施策の体系と今後の取組

[基本理念] [将来像]

[基本方針]

[施策]

共にあゆみ 共によりそう 心でつながる牧之原

みんなで支えあい 自分らしく暮らせるまち

1 理解と交流の促進

- 1 障がいに対する理解・啓発の推進
- 2 地域での交流・ふれあいの場の促進
- 3 市民主体の交流活動と情報発信の促進 **重点**

2 保育・教育・療育の充実

- 1 切れ目のない支援体制の充実
- 2 早期療育の充実
- 3 インクルーシブ教育の推進と特別支援教育の充実

3 保健・医療・福祉サービスの充実

- 1 医療の充実と保健・医療・福祉の連携
- 2 健(検)診・健康相談の体制の充実
- 3 福祉サービスの充実
- 4 障がいと介護の円滑な連携
- 5 行政課題への取組

4 権利擁護の充実

- 1 相談機関の周知と連携体制の強化 **重点**
- 2 権利擁護事業の推進
- 3 虐待の防止
- 4 差別の解消・合理的配慮の推進

5 雇用・就労の促進

- 1 障がいのある人と企業との相互理解の促進
- 2 雇用・就労定着の促進

6 生活環境の整備

- 1 生活環境のバリアフリー化の推進 **重点**
- 2 移動・交通手段の確保

7 防災・防犯の体制整備

- 1 地域の人とのつながりづくり
- 2 障がいのある人にも対応した防災体制の整備 **重点**
- 3 福祉事業所等における防犯体制の整備促進

8 情報アクセシビリティ・コミュニケーションの充実

- 1 障がいの特性、年齢等に対応した情報発信の整備
- 2 意思疎通支援の充実

9 文化芸術活動・スポーツの振興

- 1 文化芸術活動の促進
- 2 スポーツの振興 **重点**

9 重点施策

「基本方針」の実現に向けて、施策の中から、特に積極的に取り組む必要がある次の5つを、重点施策として掲げます。

重点施策1 市民主体の交流活動と情報発信の促進

障がいの有無にかかわらず、相互の理解を深めるための交流やふれあうことができるよう、交流の場と機会の創出を促進するとともに、障がい特性や年齢等に応じた多様な手段により、交流活動の情報提供、発信を行い、全ての市民が参加しやすい環境づくりを促進します。

重点施策2 相談機関の周知と連携体制の強化

障がいのある人が、相談したいときに、相談できるよう、相談機関を周知していくとともに、地域や相談支援事業所、企業、行政が互いに連携をとり、本人や家族に寄り添った支援ができるよう、体制を強化します。

重点施策3 生活環境のバリアフリー化の推進

障がいのある人が、住み慣れた地域において、安全に生活ができるよう、ハード面、ソフト面におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を促進します。
また、外出を支援するための環境を整備していきます。

重点施策4 障がいのある人にも対応した防災体制の整備

災害時に障がいのある人が避難することができるよう、地域との協働による、個々の障がい特性に応じた防災体制の構築を図ります。
また、避難支援の実効性を高める取組の推進と、適切な配慮を受け、安心して過ごすことができる福祉避難所を整備します。

重点施策5 スポーツの振興

障がいのある人も、スポーツ活動ができるよう、環境を整備していくとともに、障がいのある人、ない人がともにスポーツを楽しむことができる交流機会の促進を図ります。

基本方針 1 理解と交流の促進

全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、かけがえのない個人として尊重され、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、様々な交流の機会を通じて障がいを身近なものとして理解し合える活動を推進します。

数値目標

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
地域社会での活動に参加する人の増加	36.1%	50.0%
障がいのある人に対して理解がある市民の増加	22.1%	35.0%
障がいのある人の生活や福祉について関心のある人の増加	66.6%	70.0%

施策 1 障がいに対する理解・啓発の推進

障がいのある人の参画のもと、障がいに関する理解・啓発活動に取り組むとともに、学校や地域における福祉教育の充実を図ります。

【事業・取組】

- ICTを活用した福祉マップ導入の検討
- ふくしだより（広報紙）の充実
- 各世代に向けた福祉教育に関する講座等の検討
- 障がいに対する理解のための研修会等の開催
- 社会福祉大会の実施
- 福祉教育の充実

施策 2 地域での交流・ふれあいの場の促進

障がいのある人との交流の場や、地域の方と共に活動する機会を創出します。

【事業・取組】

- 地域行事への参加促進
- 「ふれあい運動会」への住民の参加促進



施策 3 市民主体の交流活動と情報発信の促進【重点】

障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりを進めるため、障がい者団体やボランティア団体による交流活動の促進と情報発信に取り組めます。

【事業・取組】

- 障がい者団体の活動紹介
- ピア活動の充実
- ボランティア講座・活動の場の拡充
- 企業内ボランティアの啓発
- ボランティア活動の促進とマッチング支援
- 障害者団体連絡会の運営
- 身近なボランティア活動の推進
- 小中高等学校でのボランティア活動の推進
- ボランティア団体と障がい者団体との連携

基本方針2 保育・教育・療育の充実

障がいのある子どもたちが、住み慣れた地域の中で安心して育つことができるよう、ライフステージに合った、切れ目のない支援体制の構築を推進するとともに、保護者にとって身近で話しやすい相談体制の充実を図り、保護者に寄り添った支援を推進します。

また、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させるため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保育・教育・療育の充実を図るとともに、特別支援学校の児童生徒との交流活動やインクルーシブ教育を推進します。

数値目標

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
通園・通学で特に困っていることはない人の増加	33.3%	55.0%

施策1 切れ目のない支援体制の充実

発達や成長段階に応じて専門的な相談が受けられるよう、相談体制と関係機関との連携強化を図ります。

【事業・取組】

- 切れ目のない支援体制の強化
- 相談窓口の周知

施策2 早期療育の充実

療育の必要な子どもに対する早期療育の場を充実するため、支援が必要な子どもに対し、地域を含めた支援体制の充実を図ります。

【事業・取組】

- 保育園・幼稚園・こども園における障がいのある子どもの受け入れ促進
- 通園相談事業の充実
- 療育教室の充実
- 保育園・幼稚園・こども園巡回療育相談の充実
- 療育相談等の広報と利用の促進
- 妊産婦・乳幼児家庭訪問事業の充実
- 保健所との連携の充実

施策3 インクルーシブ教育の推進と特別支援教育の充実

共に学び共に育つ場を充実させるため、特別支援学校の児童生徒との交流活動やインクルーシブ教育の充実を図るとともに、学校において、人権教育を充実します。

【事業・取組】

- 人間尊重と心の教育の推進
- 特別支援教育・インクルーシブ教育の推進

基本方針3 保健・医療・福祉サービスの充実

障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、早期治療を促進し、健やかで安心した暮らしができるよう、関係機関と連携を図るとともに、心身ともに健康で過ごすことのできる体制の充実を図ります。

また、一人ひとりが自分らしい生活を送れるよう、障がいのある人に応じたサービスを受けることのできる体制づくりを促進します。

数値目標

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
健康診断やがん検診、歯科検診など年1回以上受診している人の増加	57.5%	65.0%
福祉サービスを知らない人の減少	24.9%	20.0%

施策1 医療の充実と保健・医療・福祉の連携

重度障がいや発達障がいのある人が地域で安心して適切な医療が受けられるよう、各機関との連携体制を構築します。

【事業・取組】

- 自立支援医療の実施
- 精神障害者医療費助成事業の実施
- 在宅訪問歯科支援の実施
- 重度障害者(児)医療費助成事業の実施
- 救急医療体制の充実
- 精神科デイケアの情報提供

施策2 健(検)診・健康相談の体制の充実

障がいのある人の生活習慣病などを予防するため、健(検)診や健康相談を利用しやすい体制を整えます。

【事業・取組】

- 生活習慣病予防のための健(検)診及び生活改善指導の充実
- 食生活等に関する啓発
- 生きがいづくりリーダーの育成・活動支援
- 健康相談事業の充実

施策3 福祉サービスの充実

支援制度や福祉サービスの周知を図るとともに、多様なニーズに対応できるよう提供体制の充実を図ります。

【事業・取組】

- 訪問看護ステーションの活用
- 医療的ケアを支援する基盤の確保
- 福祉サービスの周知
- 作業所自主製品の販路拡大
- 物品調達推進
- 緊急通報システムの導入促進
- 障害者自立支援給付事業の実施及び適正化
- 地域生活支援事業の実施及び適正化

施策4 障がいと介護の円滑な連携

障がい福祉サービスから介護サービスへの移行がスムーズに進むよう、各機関と連携を図ります。

【事業・取組】

- 高齢者福祉部門と障がい者福祉部門の連携
- 介護保険制度への円滑な移行

施策5 行政課題への取組

国、県等の施策に伴う新たな課題について、関係機関と連携して取り組みます。

【事業・取組】

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 地域生活支援拠点等の整備
- 児童発達支援センターの機能確保
- 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
- 指定管理施設における公共施設マネジメントの推進
- 障がい福祉人材の確保と定着

基本方針4 権利擁護の充実

障がいのある人の権利を擁護するとともに、自己選択や意思決定ができる支援や重層的な相談支援体制の構築を図ります。

また、虐待の未然防止や差別の解消、合理的配慮の推進に関する啓発活動を推進します。

数値目標

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
差別や虐待を受けたことがある人の減少	9.5%	5.0%
成年後見制度の認知度の向上	24.0%	35.0%

施策1 相談機関の周知と連携体制の強化【重点】

障がいのある人のニーズ等に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知を図り、利用しやすい相談窓口を目指すとともに、各相談機関の連携によって支援体制を強化します。

【事業・取組】

- 相談及び生活支援の充実
- 家庭児童相談室の周知と機能の充実
- 保健所と連携した総合相談等の充実
- ピアの育成
- 相談窓口の周知
- 要保護児童等対策地域協議会の充実
- 相談支援体制の充実
- 障害者自立支援ネットワークの充実

施策2 権利擁護事業の推進

本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限生かして生活を送ることができるよう、権利擁護事業（成年後見制度や日常生活自立支援事業）の普及、啓発活動及び利用促進を図ります。

【事業・取組】

- 権利擁護事業の周知と利用促進
- 権利擁護体制の充実

施策3 虐待の防止

障がいのある人の虐待防止の体制を強化し、周知、啓発活動を進めます。

【事業・取組】

- 虐待防止に関する周知、啓発
- 虐待発生時の体制整備の充実

施策4 差別の解消・合理的配慮の推進

障がいのある人の差別解消に向けた積極的な広報、啓発活動とともに、行政等において合理的配慮の提供に努めます。

【事業・取組】

- 差別解消法の啓発や相談窓口の周知
- 差別解消支援地域協議会の充実
- 市役所における合理的配慮の提供の充実

基本方針5 雇用・就労の促進

障がいのある人が安心して働き、自分らしい生活を送れるよう、企業と関係機関とが連携し、相互理解と雇用・就労を促進します。

また、働きやすい環境を整えるため、事業所や企業に対する理解促進に努めます。

数値目標

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
仕事の悩みや困っていることはない人の増加	38.5%	45.0%

施策1 障がいのある人と企業との相互理解の促進

障がいのある人と企業との相互理解を深め、雇用・就労しやすい環境づくりに取り組みます。

【事業・取組】

- 障害者雇用の実態把握
- 企業等への福産品のPR支援
- 企業と福祉事業所による合同研修会の実施
- 産業雇用支援ネットワーク会議

施策2 雇用・就労定着の促進

障がいのある人と企業が安心して雇用関係を継続できるよう、障がいの特性に応じた支援を受けられる体制の充実を図ります。

【事業・取組】

- 就労定着に向けた支援体制の充実
- 一般就労への移行促進
- 市内企業現地見学会



基本方針 6 生活環境の整備

障がいのある人が安心して外出できるよう、移動手段や交通手段の確保に努めるとともに、公共施設、道路のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を促進し、安全面に配慮した環境整備を推進します。

数値目標

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
外出で困ったり、不便に感じたりすることが特にならない人の増加	46.0%	55.0%

施策 1 生活環境のバリアフリー化の推進【重点】

障がいの有無や年齢等にかかわらず、誰もが安心して生活できるような環境づくりのため、施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。

【事業・取組】

- 教育施設の整備促進
- 庁舎・コミュニティセンターの整備促進
- 補装具・日常生活用具の利用促進
- バリアフリーのための道路の整備
- 公営住宅の生活弱者(障がいのある人・高齢者)向け整備検討
- 宅地建物取引業協会との連携
- 福祉施設の整備促進
- 住宅改修費給付事業の実施
- 公園施設の整備促進

施策 2 移動・交通手段の確保

障がいのある人が安心して外出することができるよう、移動・交通手段の確保・充実を図ります。

【事業・取組】

- デマンド型乗合タクシー等の運行
- 移動支援事業の実施
- 重度心身障がい者への通院移送費の助成



基本方針7 防災・防犯の体制整備

災害が起きた時でも、地域で障がいのある人を助け合い、支え合うことができよう、地域ぐるみでの防災対策を促進していきます。

また、犯罪に巻き込まれないよう、防犯意識の高揚と防犯体制の整備を図ります。

数値目標

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
災害時要配慮者避難支援計画の認知度の向上	26.0%	35.0%
地域防災訓練に参加したことがある人の増加	64.6%	70.0%

施策1 地域の人とのつながりづくり

災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う地域づくりを進めるため、障がいのある人の防災意識の高揚と防災訓練への参加促進を図り、顔の見える関係づくりを進めます。

【事業・取組】

- 障がいのある人への防災知識の普及
- 障がいのある人の防災訓練への参加促進
- 災害に備えるための地域・福祉関連機関・行政機関の連携体制の強化

施策2 障がいのある人にも対応した防災体制の整備【重点】

災害時に避難することができ、安心して避難生活ができるようにするために、障がいの種別や状態、特性などに対応した防災体制の整備を進めます。

【事業・取組】

- 災害時要配慮者避難支援計画への理解促進
- 避難行動に支援が必要な人の支援体制整備
- 避難所への障がいのある人に必要な資機材の整備
- 医療行為を必要とする障がいのある人への支援
- 災害時の企業による支援・協力体制の確立
- 災害ボランティアコーディネーターの育成
- 災害時のボランティア支援体制の確立
- 福祉避難所の整備促進
- 福祉避難所の運営体制強化

施策3 福祉事業所等における防犯体制の整備促進

地域で安心・安全な日常生活を送るために、障がいのある人の防犯意識を高めるとともに、福祉事業所等における防犯体制の整備を進めます。

【事業・取組】

- 障がいのある人への防犯知識の普及
- 消費者としての障がいのある人の保護の推進



基本方針8 情報アクセシビリティ・コミュニケーションの充実

障がいのある人が必要としている情報を入手することができるよう、障がいの特性などに応じた情報の発信体制の整備に努めます。

また、意思疎通支援が必要な人への情報伝達手段の多様化を進め、コミュニケーション支援の充実を図ります。

数値目標

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
福祉に関する情報の入手について困っていない人の増加	40.4%	50.0%

施策1 障がいの特性、年齢等に対応した情報発信の整備

誰もが必要な行政サービスや生活に関わる情報を得られるよう、アクセシビリティの向上など障がい特性、年齢等に配慮した情報提供の整備を進めます。

【事業・取組】

- 障がい者支援に関する制度の周知
- ファックス110番・119番・NET119の利用促進
- 音声コードの導入
- 行政手続き等のオンライン化の推進
- 災害情報配信サービス等の利用促進
- 声の広報の実施
- アクセシビリティの向上推進
- 情報の提供と受信の充実

施策2 意思疎通支援の充実

視覚・聴覚障がいのみならず、様々な特性や状況に応じたコミュニケーション手段の確保を図るため、手話、要約筆記、点訳、代筆、音声訳、UDフォント等の意思疎通支援を充実します。

【事業・取組】

- 意思疎通支援に関わる人材の養成
- 意思疎通支援事業の実施
- 情報通信機器の利用方法習得支援



基本方針9 文化芸術活動・スポーツの振興

障がいのある人の生きがいや社会参加の促進のための生涯学習、文化・スポーツ活動の振興を図ります。

数値目標

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
障がいのある人のスポーツ施設利用者数の増加	—	200人
文化芸術活動・スポーツを通じた交流の機会の増加	2回	6回

施策1 文化芸術活動の促進

障がいのある人の社会参加を促進するため、文化、芸術を通じた交流機会の充実とともに、文化芸術活動の促進を図ります。

【事業・取組】

- 文化、芸術を通じた交流の促進
- 文化芸術活動の促進

施策2 スポーツの振興【重点】

障がいのある人の社会参加を促進するため、スポーツを通じた交流機会の充実とパラスポーツの普及・推進に努めます。

【事業・取組】

- 障がいのある人のスポーツ機会の充実
- スポーツ介助ボランティアの育成
- スポーツ大会への参加促進
- 障がいのある人のスポーツ施設の利用促進
- パラスポーツの普及・推進
- スポーツを通じた交流の促進



10 計画の推進体制

本計画を推進し、障がいのある人のニーズに合った施策を展開していくためには、専門機関との協力、当事者団体やボランティア団体、地域の事業者等と相互に連携を図ることが重要です。

本市では、計画の推進体制として、牧之原市障害者自立支援ネットワークをその中心に位置づけ、ネットワークがもつ機能（情報機能、調整機能、開発機能、教育機能、権利擁護機能、評価機能）を発揮しながら、各課題への取組を進めます。

また、障がいのある人や家族などのニーズ、意見を把握し、当事者と連携して各施策を推進していく体制として、障害者団体連絡会を構成し、定期的な意見交換を行うほか、障害者自立支援ネットワークとの連携を図ります。

牧之原市第4次障がい者計画【概要版】

発行年月 令和6年3月

発行 牧之原市 福祉こども部 社会福祉課

〒421-0422 静岡県牧之原市静波 991-1 TEL: 0548-23-0072 FAX: 0548-23-0099

E-Mail: fukushi@city.makinohara.lg.jp